

福岡・大分インバウンド周遊促進キャンペーン運營業務仕様書

1 委託事業名

福岡・大分インバウンド周遊促進キャンペーン

2 事業目的

令和 4 年 10 月からの水際対策の大幅な緩和により訪日外国人旅行者は順調に回復してきており、令和 5 年 3 月の福岡県内の空港からの外国人入国者数は令和元年同月比 8 割となった。

福岡空港の令和 5 年 6 月の直行便数も、令和元年同月比で 9 割以上回復しており、引き続き東アジアを中心として、訪日外国人旅行者は順調に増加していくことが期待される。

さらに足元では、令和 6 年 4 月から 6 月にかけて、福岡県・大分県・JR グループが共同で開催する国内向け大型観光キャンペーン『福岡・大分デスティネーションキャンペーン』を契機として、両県内の体験コンテンツの掘り起こし・磨き上げを実施しているところである。

このように両県内において、観光誘客の機運が高まる中、これらの体験コンテンツを訪日外国人旅行者向けにも展開し、さらに、両県を訪れた方に、両県の魅力を Instagram にて投稿してもらうキャンペーンを実施することで、福岡県・大分県の周遊を促進させるとともに、さらなる認知度向上を図る

3 対象国について

中国・韓国・香港・台湾・タイ・シンガポール

4 KPI について

本業務の目的を達成するために必要な KPI（広告クリック数、キャンペーンページの PV 数など）を提案すること。

5 委託期間

契約締結の日～令和 6 年 3 月 20 日

6 委託料上限額

計 7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

7 事業内容

訪日外国人旅行者に福岡県及び大分県の観光地等を訪れてもらい、両県の魅力を伝える Instagram 投稿を促すキャンペーンを実施

(1) キャンペーンページの作成、保守管理

- ・日本のサーバー上に設置すること。
- ・韓国語、繁体字、簡体字、タイ語、英語の5言語を作成すること。
- ・キャンペーンページには下記情報を掲載すること。
 - ①福岡・大分周遊モデルコース 2本以上
 - ②インフルエンサーおすすめコース記事へのリンク
 - ③JR九州レールパスの紹介
 - ④キャンペーンへの参加方法、概要
 - ⑤キャンペーン参加者のInstagram投稿の埋め込み

※①のモデルコースについては、両県と協議のうえ、掲載内容を決定すること。また、1本以上は、JR九州レールパスの利用を想定したコースも掲載すること。

※②については、別事業でインフルエンサーによる記事制作を実施予定のため、記事が完成次第リンクを貼ること

(2) キャンペーンページへのサイト誘導広告

・対象国の日本関心層・旅行関心層等に対して広告配信し、(1)で作成したキャンペーンページをランディングページとして誘導すること。

※中国におけるサイト誘導策については、両自治体で独自に実施予定のため提案には含まないこと

※広告予算の配分については、入国状況や市場特性等をふまえ提案すること

(3) キャンペーンの運営

- ・本業務の目的を達成するため、最適な実施方法を提案すること。
- ・投稿の際に付けるハッシュタグについて、効果的な提案を行うこと。
- ・参加者の中から特に両県への誘客促進に資する投稿をしたユーザーを選定し、JR九州レールパスや両県への再訪促進につながる景品を発送すること。
- ・旅行博・観光案内所等に配布する、キャンペーンを周知するためのPRツールを作成すること。
PRツールは少なくともチラシを納品（データ化）することとし、他に効果的なツールがあれば提案すること。
- ・本キャンペーンに関する問い合わせへの対応を行うこと。
- ・幅広く多数の応募を得るため、提案者のノウハウや知識・経験を活かした独自提案をすること。

※JR九州レールパス（10名分（予定））は、JR九州が手配（発送を含む）を行うため、見積もりには含まないこと。

8 実績報告等

事業完了後10日以内もしくは令和6年3月20日のいずれか早い日に実績報告書を提出すること。

実績報告書については、4のKPIの達成状況及び下記の内容を記載すること。

- ・実施内容の総括および来年度事業への提言
- ・キャンペーン当選者の投稿内容及び翻訳
- ・キャンペーン投稿内容全体から、訪問した場所や体験したプログラムなどの動向分析

・キャンペーンサイトの国別訪問者数など Google アナリティクス 4 で取得できるデータの報告

9 その他

- (1) 事業進捗及び計画について定期的に報告すること。
- (2) 本仕様書に記載する事項のほか、業務遂行のために有効な方法がある場合は積極的に提案すること。
- (3) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、福岡県観光連盟、およびツーリズムおおいた（以下、連盟等）に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (4) 本業務により得られた成果物の著作権は原則として連盟等に帰属する。ただし連盟等に帰属することができない適当な理由がある場合で、事前に承諾を得たときはこのかぎりではない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項等については、委託者と受託者で協議のうえ決定するものとする。